

3 事故発生に備えた事前の取組等

(1) 緊急時対応に関する事前の体制整備

学 校

- 事故等発生の緊急時に備え、以下のような事前の体制整備を進めておく必要がある。
 - ・校長が責任者となり、危機対応に当たって、安全を担当する教職員が中心となって組織的に活動できる体制を校務分掌等によりあらかじめ示しておく。
 - ・教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携を取りながら学校安全に関する活動を進めておく。
 - ・学校安全の中核となる教職員を中心に、日常的、定期的に職員会議、学年会、校内研修等あらゆる機会を活用して、意図的に協議・情報共有等を進めておく。
 - ・管理職や担当教職員が出張等で不在の場合でも組織的な対応が行えるよう、事故発生時の指揮命令者を明確にするとともに、事故発生時の役割と業務内容を全教職員が共通理解しておく。(参考資料3参照)

例)▷役割分担表を職員室等の見やすい場所に掲示

▷学校安全計画に基づく定期的・組織的に事故発生時の対応について訓練の実施
又はマニュアルの読み合わせ等による、各自の役割と業務内容の確認 等

- ・児童生徒が意識を失って倒れるなどの緊急事案では、駆けつけた教職員の中で直ちに指揮命令者を決めて組織的に対応する。そのための想定訓練を実施しておくとともに、誰もが取り組めるよう体制整備を図っておく。

例)▷事故現場からの119番通報の仕方や、救急現場での役割分担一覧表を名札などに入れて常時携行する 等

- ・児童生徒に対しても、人が倒れた時の心肺蘇生の方法やAED使用の重要性を教える。
- ・学校外での学習時や部活動等における事故の場合についても、現地における安全確認を実施し、各教職員の役割分担や連絡の取り方、事故対応の手順についてもあらかじめ定めておくとともに、連絡先リストを作成しておく。

例)▷あらかじめ、現地における危険箇所の把握等による安全確認とともに、交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査する 等

- ・休日等の勤務時間外に事故・災害が発生した場合に備え、連絡先リストを作成しておくことを含め管理職等への連絡体制を整備しておく。
- ・「学校生活管理指導表」等から、児童生徒等の運動制限やアレルギーの有無等を把握するとともに、把握した情報を、個人情報の取扱いに留意した上で、全教職員で共有できる仕組みを構築しておく。

例)▷各教職員が各自の役割において、行動制限やアレルギーにどう対処すべきかをあらかじめ明確にし、事前の訓練やマニュアルの読み合わせ等の場で確認する 等

※関連する教職員研修については、2(3)も参照すること。

(2) 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備

学 校

- 学校における安全に関する取組や事件・事故等が発生した場合の対応を、事前に保護者と共有しておくことは重要であり、以下のような取組が必要である。
 - ・学校では、日常生活全般における安全確保につながるよう、児童生徒等が発達の段階に応じて危険予測・危険回避できるよう指導していることや、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで貢献できるよう指導していることを家庭に知らせる。
 - ・在校園時等において事件・事故等が発生した場合の、児童生徒等の安全確保や連絡体制等について、家庭に知らせ、対応の共有を図っておくとともに、連絡先リストを作成しておく。
 - 学校安全活動を充実させ、児童生徒等の安全をより確実に図るためには、家庭、地域、関係機関等と連携を図ることが必要である。例えば、以下の団体等と意図的・意識的な連携をすることは、学校安全活動の推進に効果的と考えられる。
 - ・PTA（保護者）、地域の住民・ボランティア
 - ・各地域の警察署、消防署、市区町村の防災担当部局、近隣の学校
 - ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校近隣の保健医療機関
 - ・その他学校現場と関係を有する者・団体
 - その際、学校と地域が目標や課題を共有し協議することができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを生かし、上記の関係者や関係機関の代表を協議会委員として選任するなどして、日常的に連携・協働する関係を構築することも効果的と考えられる。
 - 学校は、地域の実情に応じて、以下のような場を設置・活用するなど、学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を発信して共有するとともに、地域との信頼関係を築き連携・協働を進めることが重要である。
 - ・警察などの関係機関、団体との意見交換等の場（学校運営協議会、学校警察連絡協議会、地域学校安全委員会等）
 - ・通学路の交通安全の確保のため、「通学路交通安全プログラム※」に基づく取組を推進する協議会等の場
- ※各地域の関係機関等が連携して地域全体で通学路の安全確保を効果的に行うことを目的とした取組

<通学路の交通安全の確保のための推進体制（協議会等）に関する通知>

（平成31年3月8日付け通知）https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417907.htm

（令和5年6月28日付け通知）https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416686_00018.htm

学校の設置者 都道府県等担当課

- 事故の未然防止や事故発生時の対応（調査実施の判断や調査の実施を含む）に備える観点から、日頃から学校安全に知見を有する者（第三者）との関係を構築することも有効である。

(3) 事前の取組等の推進に当たって

(3-1) 学校安全計画について

学校

- 学校安全計画（年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画）に、以下の内容を盛り込む。
 - ・避難訓練等も含めた安全教育
 - ・学校の施設及び設備の安全点検
 - ・教職員の研修等
 - ・教職員の共通理解の下、計画に基づく取組を進めていく（教職員の共通理解の形成についての具体的な取組は上記2（3）を参照のこと）

学校の設置者

- 各学校における計画の作成と実行、評価、改善について必要な指導・助言を行い、その内容の充実に努める。

都道府県等担当課

- 所轄の学校等が行う取組に対して必要な支援・助言を実施する。
- 都道府県・指定都市教育委員会等が実施する教員研修において、危機管理の知識や視点に関する内容を取り扱う等により、教職員の資質向上に努める。

(3-2) 事故発生に備えた取組（詳細調査委員会の設置を含む）について

学校の設置者

- 学校で事故が発生した際に、学校が行う対応をサポートできる体制を整えておく。
- 詳細調査委員会の構成員を事前にリストアップするなどの検討を進めておく。

都道府県等担当課

- 所轄の学校等で事故が発生した際に、必要に応じて学校等が行う対応をサポートできる体制を整えておく。
- 学校の設置者から、詳細調査委員会の構成員を事前にリストアップする際の相談等があった際に、助言等ができる体制を整えておく。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

三 私立学校に関すること。